

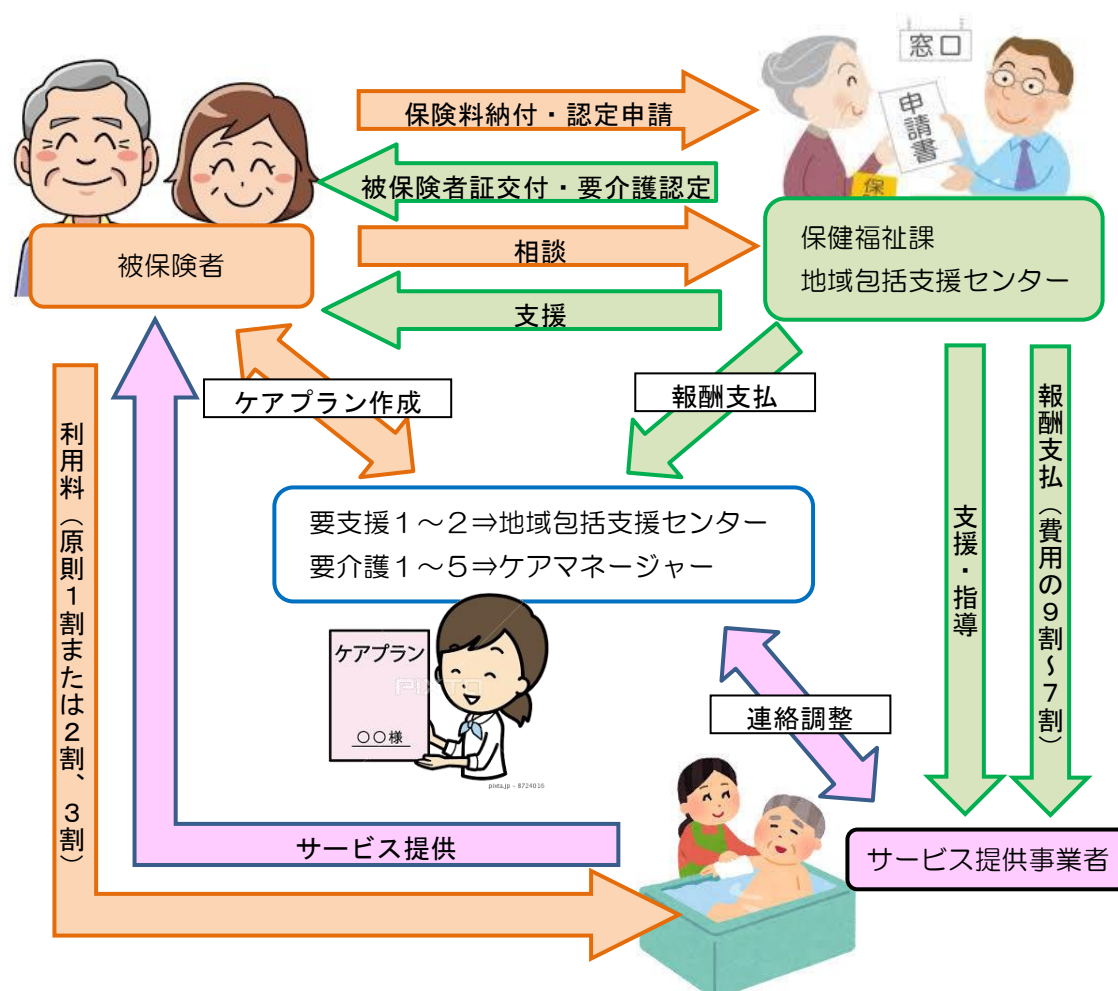
介護制度とは

介護保険とは、介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるように、国民全員が40歳になった月から被保険者となって保険料金を納め、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように社会全体で支える仕組みです。

介護が必要と認定された場合には、その費用の原則1割を負担（2割、3割負担）すれば介護サービスを利用できる制度です。

（注意）平成30年8月サービス利用分より、一定以上所得者の方については、利用者負担の割合が3割になります。

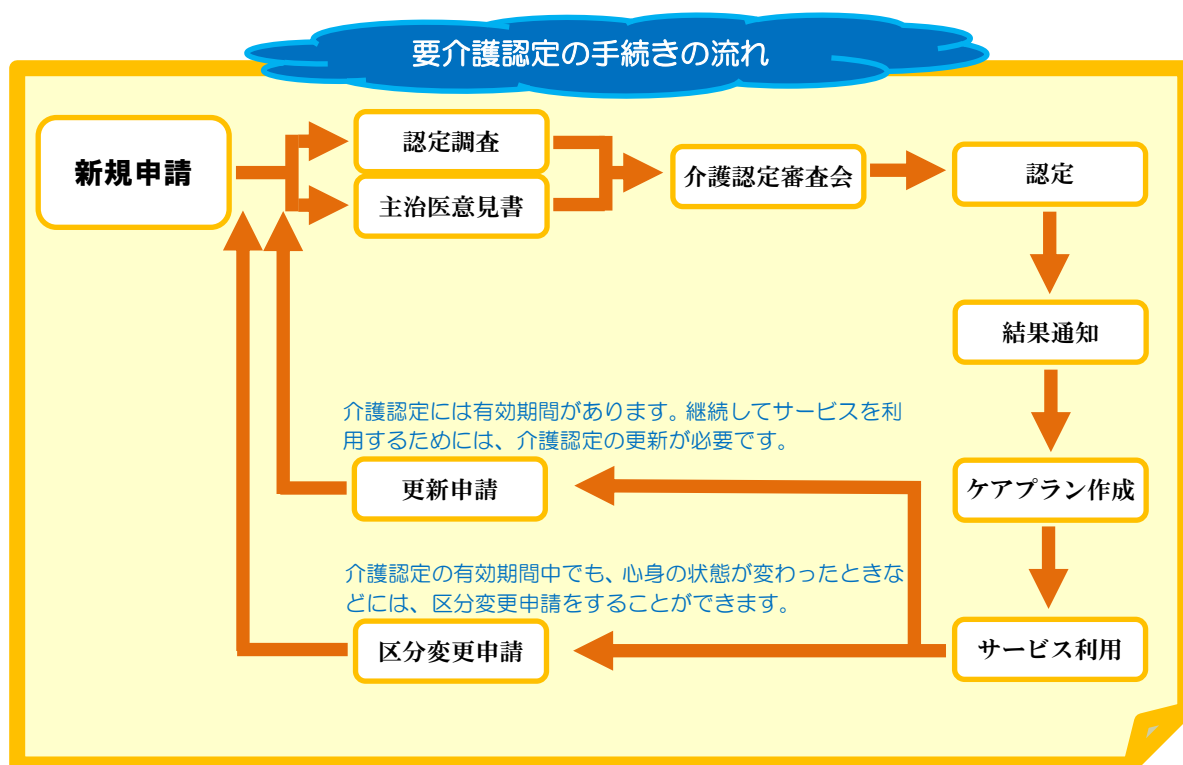
また、介護が必要にならないように介護予防事業なども行い、すべての高齢者が尊厳を保ち、いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支え合うことを目的とした制度です。



要介護認定申請から認定結果通知まで

介護サービスが必要になった場合は、町（保健福祉課）に要介護認定の申請を行い、日常生活において介護や支援が必要であることを認定されなければなりません。

- ① ご本人または家族などが、要介護認定の申請を行います。
- ② 認定調査員がご本人のところで、訪問調査を行い「認定調査書」を作成し、コンピューターによる一次判定が行われます。
- ③ 申請のときに指定された主治医に対し、町から「主治医意見書」の作成を依頼します。
- ④ 一次判定結果と「主治医意見書」をもとに、『介護認定審査会』で二次審査を行い、介護（支援）が必要な状態かどうか、また要介護状態区分や認定有効期間などの判定を行います。
- ⑤ 『介護認定審査会』で行った審査結果は、「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」に記載しご本人に郵送します。



●要介護認定の申請

介護サービスが必要になった場合には、そのサービスを利用するために、町に要介護認定の新規申請が必要になりますので、「要介護・要支援認定申請書」

(主治医の氏名などの記載が必要)を提出してください。

新規申請の認定有効期間は、原則6か月となります。有効期間が過ぎても引き続き介護サービスを利用したい場合は、要介護認定の更新申請が必要になります。

申請は、ご本人かご家族などが町の窓口で行うか、「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業所」「介護保険施設」の職員が代行して申請することもできます。

《申請窓口》

・ 役場保健福祉課福祉介護グループ	☎ 62-1337
・ 歌登総合支所住民生活グループ	☎ 68-2111
・ 枝幸町地域包括支援センター(社会福祉協議会)	☎ 62-4660
・ 枝幸町介護支援総合相談所(社会福祉協議会)	☎ 62-4660
・ 歌登居宅介護支援事業所(歌登福祉会)	☎ 68-3067

《申請に必要なもの》

65歳以上(第1号被保険者)の方は、介護保険の被保険者証をお持ちください。

40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の方は、加入している医療保険の被保険者証も必要となります。

また、第2号被保険者の場合は、以下の16種類の特定疾病に該当していないと認定されませんので、あらかじめ主治医と相談のうえ申請してください。

【特定疾病一覧】	
1	がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症
4	後縦靭帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗鬆症
6	初老期における認知症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8	脊髄小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症
11	多系統萎縮症
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患
16	両側の膝関節又は股関節に著しい変性を伴う変形性関節症

●認定調査

町の職員や町が委託した調査員が、ご本人の自宅などを訪問し、直接ご本人から日常生活での心身の状態などについて、全国共通の調査票を使用して聞き取り調査を行い、「認定調査書」を作成しコンピューターによる一次判定が行われます。

認定調査のときには、実際に介護をしているご家族などが立ち会い、日常生活での正しい状況などを調査員に伝えてください。

●主治医意見書



認定申請書に記載された主治医に対し、心身の状況などを記入してもらう「主治医意見書」を町から依頼します。「主治医意見書」は『介護認定審査会』において、介護が必要な状態かどうかを判定するための資料として使われます。

(注意)長い間診察を受けていないと、主治医意見書を作成できない場合がありますので、あらかじめ医療機関にご相談ください。

●介護認定審査会

『介護認定審査会』とは、保健・医療・福祉に関する学識経験者5名の委員で構成されています。

一次判定結果と「主治医意見書」をもとに審査を行い、介護を必要とする程度（要介護状態区分等）が判定されます。



●認定結果の通知

『介護認定審査会』で審査・判定された要介護状態区分や認定有効期間などの結果については、「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」がご本人に郵送されます。

結果通知には、新しい介護保険被保険者証などが同封されています。

介護保険被保険者証には、認定の結果として、要支援 1～2・要介護 1～5のいずれかの要介護状態区分等が記載されています。要支援 1～2 であれば、介護保険の予防給付サービスや介護予防・生活支援サービスなどが、要介護 1～5 であれば介護給付サービスを利用することができます。

ただし、施設への入所サービスは、原則要介護3以上である必要があります。

(注意)一定の条件が整った場合には、要介護 1～2 でも入所が可能となります。

要介護認定とは

要介護認定とは、介護サービスを受ける際に、利用者がどの程度の介護を必要としているかを判断する基準になるもので、要支援 1～2・要介護 1～5 の 7 段階に分類されています。

●要介護認定区分

介護認定は、大きく分けて、介助なしで日常生活を送ることが可能な「自立」と、要介護への進行を予防するための支援が必要で、介護サービスの利用によって改善が見込まれる「要支援」、自立した日常生活を送ることが困難で、何らかの介護を必要とする状態である「要介護」の 3 つに分かれています。

自立と認定された場合は、介護保険の給付金を受け取ることはできません。

要支援・要介護のいずれかに認定されると、介護保険適用のサービスを利用できるようになります。

要支援
(要支援度1・2)

要介護
(要介護度1～5)



要介護度	状態の目安	支給限度額 (月額)
・要支援 1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要。	50,320 円
・要支援 2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防ができていく可能性が高い。	105,310 円
・要介護 1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要。	167,650 円
・要介護 2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要。	197,050 円
・要介護 3	歩行、排せつ、入浴、衣類の着脱などに多くの介護が必要。	270,480 円
・要介護 4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしで生活は困難。	309,380 円
・要介護 5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活が幅不可能。	362,170 円

(注意) 介護保険制度の支給限度額は、標準的な目安で、1 単位 = 10 円と計算した場合です。

施設へ入所したい場合

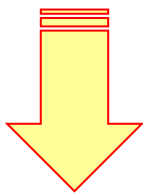
「指定介護老人福祉施設」には、原則、要介護 3～5 の認定を受けた方が入所できます。（要介護 1～2 の認定を受けた方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある方は、特例的に入所することができます。）

「介護老人保健施設」は、要支援 1 から入所できますが、医療が必要な方など一定の条件があります。

（注意）要支援または非該当の場合は利用できません。

介護保険施設と契約

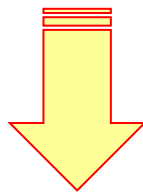
入所を希望する施設へ直接申し込みます。



直接申し込み

介護サービス計画を作成

入所が決定し入所すると、入所した施設の介護支援専門員が利用者の状態にあった、施設サービス計画を作ります。



サービスの利用開始

施設サービス計画にもとづいてサービスが提供されます。

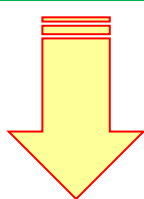


自宅でサービスを利用したい場合

居宅介護支援事業者を選び、居宅サービス計画等（ケアプラン）の作成を依頼し、町へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」などを提出します。

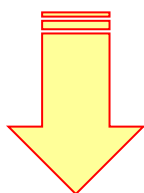
（注意）居宅サービス計画は自分で作成することもできます。

居宅サービス計画等作成依頼



居宅サービス計画等（ケアプラン）を作成してくれる、居宅介護支援事業者を選んで作成の依頼をします。

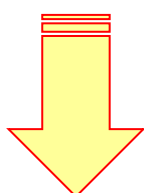
届け出



ケアプランを作成する事業者が決まったら、「居宅サービス計画作成依頼届出書」などを町に提出します。

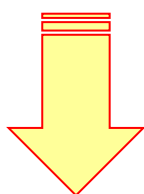


居宅サービス計画等の作成



居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネ）が専門家としての判断や本人、家族の希望にもとづき、サービス事業者と連絡・調整して、実際に使うサービスの種類・利用回数などを盛り込んだ居宅サービス計画（ケアプラン）を作ります。

サービス事業者と契約



訪問介護や訪問看護など、実際にサービスを行うサービス事業者と契約します。



サービスの利用開始

個別のサービス計画にもとづいてサービスを利用し、利用料を支払います。

介護保険で受けられる介護サービス

介護保険で受けられるサービスには、大きく分けて「支援サービス」「施設サービス」「居宅サービス」「地域密着型サービス」があります。

●支援サービス

利用者が適切なサービスを利用できるように、利用者の依頼を受けて、介護支援専門員（ケアマネ）や保健師などが居宅サービス計画（ケアプラン）を立てたり、連絡調整をしたりします。

《枝幸町内で利用可能な事業所》

- ・ [枝幸町地域包括支援センター（社会福祉協議会）](#) ☎ 62-4660
- ・ [枝幸町介護支援総合相談所（社会福祉協議会）](#) ☎ 62-4660
- ・ [歌登居宅介護支援事業所（歌登福祉会）](#) ☎ 68-3067

●施設サービス

利用者が施設入所を希望した場合、施設サービスが提供されます。施設サービスを提供する施設は「介護老人保健施設」「指定介護老人福祉施設」「介護医療院」の3つに分けられます。

（注意）平成30年4月から介護療養型医療施設が介護医療院に変更になります。

①介護老人保健施設

病状が安定している利用者が在宅復帰を目的としたリハビリテーションや介護・看護を受ける施設です。

②指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上や精神上的の障害より、日常生活上において常時介護が必要な高齢者を対象とした施設です。

③介護医療院

長期間療養を必要とする高齢者が、治療や療養を中心としたサービスを受ける施設です。

《枝幸町内で利用可能な施設》

指定介護老人福祉施設

- ・ [枝幸福祉会 特別養護老人ホーム「枝幸苑」](#) ☎ 62-4038
- ・ [歌登福祉会 特別養護老人ホーム「歌翠園」](#) ☎ 68-3031

●居宅サービス

利用者が希望した場合、介護福祉士やヘルパーなどが訪問し、日常生活の介助を行う「訪問介護」、利用者がデイサービスセンターなどに通い介護サービスを受ける「通所介護」など、自宅に住みながら受けられるサービスのことです。

入浴・排泄・食事など被介護者の体に直接触れる介護の他、看護師などが医療行為を行う「訪問看護」、短期間施設に入居して介護を受ける「ショートステイ」、福祉用具のレンタルサービスなども居宅サービスに含まれます。

《枝幸町内で利用可能なサービス》

①訪問介護

- ・枝幸町ホームヘルプサービスセンター（社会福祉協議会） ☎ 62-2601
- ・ホームヘルプサービスステーション「歌翠園」 ☎ 68-3610

②訪問看護

- ・枝幸訪問看護ステーション（北海道総合在宅ケア事業団） ☎ 69-8123

③通所介護

- ・枝幸福祉会 デイサービスセンター「枝幸苑」 ☎ 62-4142

④通所リハビリテーション

- ・枝幸町国民健康保険病院 ☎ 62-2111

⑤訪問リハビリテーション

- ・枝幸町国民健康保険病院 ☎ 62-2111

⑥短期入所生活介護（福祉施設）

- ・枝幸福祉会「枝幸苑」短期入所生活介護事業所 ☎ 62-4038
- ・歌登福祉会「歌翠園」短期入所生活介護事業所 ☎ 68-3031

⑦福祉用具貸与

- ・岩津薬房株式会社 ☎ 62-1482

⑧特定介護予防福祉用具購入費の支給

- ・役場保健福祉課福祉介護グループ ☎ 62-1337
- ・歌登総合支所住民生活グループ ☎ 68-2111

⑨介護予防住宅改修費の支給

- ・役場保健福祉課福祉介護グループ ☎ 62-1337
- ・歌登総合支所住民生活グループ ☎ 68-2111

※⑧特定福祉用具購入費の支給：購入費用にして年間10万円を上限として、原則購入費の9割の金額（8割、7割）が支給されます。

※⑨介護予防住宅改修費の支給：工事費用にして20万円を上限として、原則工事費用の9割の金額（8割、7割）が支給されます。

（注意）平成30年8月サービス利用分より、一定以上所得者の方については、7割の支給になります。

●地域密着型サービス

その市区町村の住民のみが利用可能なサービスで、要介護状態になった高齢者が、住み慣れた環境で地域住民と交流を持ちながら介護サービスを受けられることを目的としています。

《枝幸町内で利用可能なサービス》

①介護予防通所介護

・歌登福祉会 デイサービスセンター「歌翠園」 ☎68-3066

介護保険制度は

自助・共助・互助・公助

の精神で運営されています。

《自助》・あなたが収める介護保険料

《共助》・国民が納める税金（国・道負担金）

《互助》・40歳以上の方が納める介護保険料

《公助》・枝幸町の自主財源

住民同士が支えあう・「我が事・丸ごと」・地域共生型社会を目指して

